

重要事項説明書

(訪問入浴介護サービス)

令和6年4月

1 事業者概要

事業者名	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
代表者名	会長 関 輝勝
電話番号	0776-68-5070

2 事業所概要

名称	坂井市社会福祉協議会訪問入浴ステーション
指 定	平成18年4月1日指定
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
電話番号	0776-67-5181
管理者名	西永 さゆり
通常の実施地域	坂井市全域

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問入浴介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とします。
運営の方針	訪問入浴介護の提供にあたっては、事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図ります。 事業を実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 事業所の職員体制

職 種	員 数	職務内容
管理者	1名	従事者の管理及び業務の管理
看護職員	1名以上	身体状況の管理及び入浴介護の提供
介護職員	2名以上	入浴介護の提供

5 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし12/31～翌年1/3を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

6 サービスの内容

- ① 入浴介護サービス
- ② 部分浴・清拭

7 サービス利用料金

- (1) 利用料金は別紙（別表1）をご参照ください。
- (2) 利用料のお支払い方法

利用料金は1月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、翌月25日（北陸銀行のみ22日）までに以下の方法でお支払いください。

金融機関口座からの自動引き落とし（ご利用できる金融機関） 福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、JA福井県、北陸銀行の県内全ての支店・支所と、郵便局の全国全ての支店

※特別な事情が無い限り現金扱いはいたしません。

8 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに主治の医師及び利用者のご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、坂井地区広域連合等に連絡を図るとともに、必要な措置をとります。損害賠償が発生した場合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償保険「介護保険・社会福祉事業者総合保険」で対応いたします。

10 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

本事業所及び従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

- (2) 個人情報の保護について

本事業所は、利用者から予め文書で同意を得た上で、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるものとします。また利用者の家族の個人情報についても、同様とします。

本事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします

11 苦情の受付

- (1) 苦情相談窓口

① サービス提供事業所

坂井市社会福祉協議会 訪問入浴ステーション	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 67-5181 (担当 西永) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30 (ただし祝日法による休日及び12/29～翌年1/3を除く)
--------------------------	---

② 関係機関

坂井市社会福祉協議会	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 68-5070 (担当 花房) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30 (ただし祝日法による休日及び12/29～翌年1/3を除く)
坂井市高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄第1号1番 電話 50-3040 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
坂井地区広域連合	所在地 坂井市坂井町上兵庫第40号15番地 電話 72-3309 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県国民健康保険団体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202番1自治会館4階 電話 57-1614 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 福井市光陽2丁目3番22号 電話 24-2347 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

(2) 苦情処理の体制及び手順

苦情解決を円滑かつ迅速に行なうため、以下の手順で対応します。

- ① 苦情の受付と記録（電話、面接、メール、FAX等による申し出に対応）
- ② 苦情の連絡（責任者、第三者委員への連絡）
- ③ 苦情の確認と報告（担当者による事実等の確認）
- ④ 話し合いの試み（解決案の提示、意見聴取）
- ⑤ 解決、不解決の結果報告
- ⑥ 事後的手続き（広報等による公表、記録、再発防止策の検討）

1.2 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止責任者の設置

【虐待防止責任者】管理者 西永 さゆり

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための委員会の定期開催

1 3 身体拘束等の適正化のための措置

本事業所では、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期開催
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従事者に対する感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練の実施

1 5 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い次の措置を講じます。

- (1) 従事者に対する業務継続計画について周知
- (2) 従事者に対する業務継続計画の必要な研修及び訓練の実施
- (3) 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた計画の変更

1 6 ハラスメント対策について

本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従事者の就業環境が害されることを防止するためハラスメントに関する方針を明確化し必要な措置を講じています。下記のような行為によりサービスの提供を困難にし、関わった従事者の心身に悪影響を及ぼした場合、事実確認、録音・録画の撮影、関係機関への連絡・相談等必要な対応を行います。改善が認められない場合は、サービス提供の中止や、状況によっては利用契約を解除させていただく場合があります。なお、対象は、利用者及びその家族等となります。

① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

叩く、引掻く、つねる、首を絞める、唾を吐く、物を投げる、蹴る、手を払いのけるなど

② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為）

大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、刃物をちらつかせる、特定の従事者への批判的な言動、嫌がらせ、介護計画書にないサービスの要求や理不尽なサービスの要求、長時間の電話、理不尽な苦情の申し立てなど

③ セクシュアルハラスメント（性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

性的な言動を繰り返す、必要もなく体を触る、抱きつく、いかがわしい写真等を見せる、無関係に下半身を出して見せるなど

④ その他の行為

サービス利用中の写真や動画撮影・録音等を無断で SNS 等に掲載することなど

1 7 その他

- ① 訪問入浴サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無

償で使用させていただきます。従事者が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

- ② 今後の人材育成のために、新人職員、ヘルパー資格取得希望者などが同行訪問することがありますので、ご了承ください。

訪問入浴ステーション 利用料金表（訪問入浴介護） （別表1） R6年6月

介護保険適用がある場合は、原則として介護保険給付対象サービス点数表の訪問入浴介護費・加算等の単位数に、事業所の所在する地域区分に設定された「1 単位の単価」を乗じて算定された1 割（または2 割・3 割※1）が利用者の負担額となります。当事業所の地域区分はその他で、1 単位の単価は10円です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

なお、国より介護給付費体系の変更があった場合には、その決定額に変更いたします。

※1 個人の負担割合は、市町から交付される負担割合証でご確認ください。

(1) 基本利用料

区分	要件	基本 利用料	自己負担 (1 割)	自己負担 (2 割)	自己負担 (3 割)
入浴 介護	看護職員 1 人及び 介護職員 2 人が行う場合	12,660 円	1,266 円	2,532 円	3,798 円
	介護職員 3 人が行う場合	12,030 円	1,203 円	2,406 円	3,609 円
部分 清拭 ・ 入浴	看護職員 1 人及び 介護職員 2 人が行う場合	11,390 円	1,139 円	2,278 円	3,417 円
	介護職員 3 人が行う場合	10,830 円	1,083 円	2,166 円	3,249 円

(2) 加算 要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	基本 利用料	自己負担 (1 割)	自己負担 (2 割)	自己負担 (3 割)
サービス提供体制強化加算 (I)	介護福祉士が 60%以上、又は、勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上在籍している場合	1 日につき 440 円	44 円	88 円	132 円
初回加算	新規利用者に対し、訪問の上利用に関する調整を行い、初回の訪問入浴介護を行った場合	1 回につき 2,000 円	200 円	400 円	600 円
看取り連携体制加算	看取り期の利用者サービスについて、医師・訪問看護師等と連携した場合 (死亡日及び死亡以前 30 日以下に限り)	1 回につき 640 円	64 円	128 円	192 円
認知症専門ケア加算 (I)	認知症介護の専門的な研修を修了した者が、チームとして認知症ケアを実施した場合	1 日につき 30 円	3 円	6 円	9 円

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業実施地域（坂井市）を越えてサービスを提供する場合	基本利用料の5%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	所定利用料（※2）の10%	

※2所定利用料は基本利用料に各種加算減算を加えた総額です。介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

(3) その他

① キャンセル料

サービス利用予定の1時間前までに利用中止の連絡がない場合は、キャンセル料として予定サービスの基本利用料の25%をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合および居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払いいただきます。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

③ 訪問入浴サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。従業者が事業所等に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

重要事項説明書

(介護予防訪問入浴)

令和6年4月

1 事業者概要

事業者名	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
代表者名	会長 関 輝勝
電話番号	0776-68-5070

2 事業所概要

名称	坂井市社会福祉協議会訪問入浴ステーション
指定	平成18年4月1日指定
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
電話番号	0776-67-5181
管理者名	西永 さゆり
通常の実施地域	坂井市全域

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護予防訪問入浴介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員または介護職員が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とします。
運営の方針	介護予防訪問入浴介護の提供にあたっては、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を図ります。 事業を実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 事業所の職員体制

職種	員数	職務内容
管理者	1名	従事者の管理及び業務の管理
看護職員	1名以上	身体状況の管理及び入浴介護の提供
介護職員	2名以上	入浴介護の提供

5 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（ただし12/31～翌年1/3を除く）
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分

6 サービスの内容

- ① 入浴介護サービス
- ② 部分浴・清拭

7 サービス利用料金

(1) 利用料金は別紙（別表1）をご参照ください。

(2) 利用料のお支払い方法

利用料金は1月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、翌月25日（北陸銀行のみ22日）までに以下の方法でお支払いください。

金融機関口座からの自動引き落とし（ご利用できる金融機関） 福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、JA福井県、北陸銀行の県内全ての支店・支所と、郵便局の全国全ての支店

※特別な事情が無い限り現金扱いはいたしません。

8 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに主治の医師及び利用者のご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、坂井地区広域連合等に連絡を図るとともに、必要な措置をとります。損害賠償が発生した場合は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償保険「介護保険・社会福祉事業者総合保険」で対応いたします。

10 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

本事業所及び従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報の保護について

本事業所は、利用者から予め文書で同意を得た上で、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるものとします。また利用者の家族の個人情報についても、同様とします。

本事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします

11 苦情の受付

(1) 苦情相談窓口

① サービス提供事業所

坂井市社会福祉協議会 訪問入浴ステーション	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 67-5181 (担当 西永) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30 (ただし祝日法による休日及び12/29～翌年1/3を除く)
--------------------------	---

① 関係機関

坂井市社会福祉協議会	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 68-5070 (担当 花房) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30 (ただし祝日法による休日及び12/29～翌年1/3を除く)
坂井市高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄第1号1番 電話 50-3040 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
坂井地区広域連合介護 保険課	所在地 坂井市坂井町上兵庫第40号15番地 電話 91-3309 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県国民健康保険団 体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202番1自治会館4階 電話 57-1614 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 福井市光陽2丁目3番22号 電話 24-2347 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

(2) 苦情処理の体制及び手順

苦情解決を円滑かつ迅速に行なうため、以下の手順で対応します。

- ① 苦情の受付と記録（電話、面接、メール、FAX等による申し出に対応）
- ② 苦情の連絡（責任者、第三者委員への連絡）
- ③ 苦情の確認と報告（担当者による事実等の確認）
- ④ 話し合いの試み（解決案の提示、意見聴取）
- ⑤ 解決、不解決の結果報告
- ⑥ 事後的手続き（広報等による公表、記録、再発防止策の検討）

1.2 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止責任者の設置

【虐待防止責任者】管理者 西永 さゆり

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための委員会の定期開催

1 3 身体拘束等の適正化のための措置

本事業所では、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期開催
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従事者に対する感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練の実施

1 5 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い次の措置を講じます。

- (1) 従事者に対する業務継続計画について周知
- (2) 従事者に対する業務継続計画の必要な研修及び訓練の実施
- (3) 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた計画の変更

1 6 ハラスメント対策について

本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従事者の就業環境が害されることを防止するためハラスメントに関する方針を明確化し必要な措置を講じています。下記のような行為によりサービスの提供を困難にし、関わった従事者の心身に悪影響を及ぼした場合、事実確認、録音・録画の撮影、関係機関への連絡・相談等必要な対応を行います。改善が認められない場合は、サービス提供の中止や、状況によっては利用契約を解除させていただく場合があります。なお、対象は、利用者及びその家族等となります。

① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

叩く、引掻く、つねる、首を絞める、唾を吐く、物を投げる、蹴る、手を払いのけるなど

② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為）

大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、刃物をちらつかせる、特定の従事者への批判的な言動、嫌がらせ、介護計画書にないサービスの要求や理不尽なサービスの要求、長時間の電話、理不尽な苦情の申し立てなど

③ セクシュアルハラスメント（性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

性的な言動を繰り返す、必要もなく体を触る、抱きつく、いかがわしい写真等を見せる、無関係に下半身を出して見せるなど

④ その他の行為

サービス利用中の写真や動画撮影・録音等を無断で SNS 等に掲載することなど

17 その他

- ① 訪問入浴サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
- ② 今後の人材育成のために、新人職員、ヘルパー資格取得希望者などが同行訪問することがありますので、ご了承ください。

介護保険適用がある場合は、原則として介護保険給付対象サービス点数表の訪問入浴介護費・加算等の単位数に、事業所の所在する地域区分に設定された「1単位の単価」を乗じて算定された1割（または2割・3割※1）が利用者の負担額となります。当事業所の地域区分はその他で、1単位の単価は10円です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

なお、国より介護給付費体系の変更があった場合には、その決定額に変更いたします。

※1個人の負担割合は、市町から交付される負担割合証でご確認ください。

(1) 基本利用料

区分	要件	基本利用料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
入浴介護	看護職員1人及び介護職員1人が行う場合	8,560円	856円	1,712円	2,568円
	介護職員2人が行う場合	8,130円	813円	1,626円	2,439円
部分浴 清拭・	看護職員1人及び介護職員1人が行う場合	7,700円	770円	1,540円	2,310円
	介護職員2人が行う場合	7,320円	732円	1,464円	2,196円

(2) 加算 要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	基本 利用料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
サービス提供体制強化加算 (I)	介護福祉士が60%以上、又は、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上在籍している場合	1日につき 440円	44円	88円	132円
初回加算	新規利用者に対し、訪問の上利用に関する調整を行い、初回の訪問入浴介護を行った場合	1回につき 2,000円	200円	400円	600円
看取り連携体制加算	看取り期の利用者サービスについて、医師・訪問看護師等と連携した場合 (死亡日及び死亡以前30日以下に限り)	1回につき 640円	64円	128円	192円
認知症専門ケア加算 (I)	認知症介護の専門的な研修を修了した者が、チームとして認知症ケアを実施した場合	1日につき 30円	3円	6円	9円

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業実施地域（坂井市）を越えてサービスを提供する場合	基本利用料の5%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	所定利用料（※2）の10%	

※2所定利用料は基本利用料に各種加算減算を加えた総額です。介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

（3）その他

① キャンセル料

サービス利用予定の1時間前までに利用中止の連絡がない場合は、キャンセル料として予定サービスの基本利用料の25%をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合および居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったんお支払いいただきます。（要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

③ 訪問入浴サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。従業者が事業所等に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。